随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（建築都市局分）（令和7年3月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	交通部 交通政策課	228-7756	令和6年度 おでかけ応援ICカード発行等業務	共同印刷西日本（株）	—	R7.3.19	当該業務は、南海バスに導入されている「ハウスICカード」のシステムフォーマットを活用して、本市が独自のシステムを構築することなく、おでかけ応援カードをIC化し、利用者ごとの情報の書き込み、カードidi等との紐づけデータ作成・管理及びカード発行・配送等を行うものである。 ハウスICカードのシステムフォーマットは、読み取り機器開発会社（株式会社小田原機器）とカード発行業者（共同印刷グループ）によって共同で開発された独自の交通系ICフォーマットである。株式会社小田原機器については、読み取り機器である運賃箱に係る開発を担っており、カード発行に係る開発は共同印刷グループが担っていることから、当該フォーマットを用いたカード発行ができる者は共同印刷グループのみであり、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 また、共同印刷グループにおけるICカード製造機能は全て共同印刷株式会社（以下、「親会社」という。）に集約されており、これはICカードに書き込まれるデータ等について、非常に高いセキュリティ管理が求められることから、親会社の管理する鶴ヶ島工場でグループ全体のICカード製造を一括して行っているものである。あわせて、当該業務に係る実施体制としては、共同印刷西日本株式会社はカード製造の企画、スケジュール計画・立案、進捗管理等、当該業務の基幹となる統括業務を担い、親会社は共同印刷西日本株式会社からの作業指示に従ってカード製造のみを行うものである。このように共同印刷グループの体制として、共同印刷西日本株式会社と親会社の業務実施体制（業務分担）が明確に定められており、これに基づき、共同印刷グループから、当該業務については共同印刷西日本株式会社を契約相手方として指定する旨の申出を受けている。 以上のことから、当該業務を履行できる者は共同印刷西日本株式会社のみであるため、当該業者と随意契約するものである。 なお、ICカードの製造については、親会社への再委託を前提とするものであるが、業務の性質上、高度のセキュリティが求められ、そのために共同印刷グループとして構築された実施体制による履行はやむを得ないものである。また、当該業務の基幹となる統括業務は、当該業者が担っており、いわゆる「丸投げ」には当たらず、再委託禁止の趣旨には反しないことを確認している。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	複合契約 総価契約分 ＩＣカード製造 19,206,000円 単価契約分 二次発行処理 70.40円／件 など
2									
3									
4									